

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

外国法人が内国法人の株式を譲渡した場合の税務上の取扱いについて

Q 当社は外国法人が100%株式を保有する日本の会社です。今回、親会社である外国法人が別の外国法人に当社の株式を譲渡することとなりましたが、日本で課税はされるのでしょうか？

解説

基本的に国内に恒久的施設（PE）を有しない外国法人が株式を譲渡しても、法人税の課税は受けませんが、一定の要件に該当する場合は課税されます。

1. 原則

日本では外国法人による日本法人株式の譲渡による所得は**原則として非課税**です。

2. 課税される場合

次のような株式の譲渡から生じる所得については、法人税が課税されます。

①買い集め株式の売却による所得

②**事業譲渡に類似する株式の譲渡（※）**による所得

（※）内国法人の株式を**25%以上保有している外国法人等**がその内国法人の**5%以上の株式**を同じ事業年度中に譲渡した場合

③不動産関連法人の株式による所得

④株式形態のゴルフ会員権の譲渡による所得

3. 所得がある場合の申告

国内にPEを有しない外国法人は、**その所得を有することとなった日から2か月以内に**、納税地等を記載した届出書を所轄の税務署長に提出し、**事業年度終了の日の翌日から2か月以内に**、確定申告書を提出しなければなりません。この場合の法人税率は内国法人と同様です。ただし、PEがありませんので、**住民税と事業税は課されません**。ちなみに、買い手側が日本の法人であっても、**源泉徴収義務はありません**。

4. 租税条約との関係

上記の取扱いは国内法ですので、租税条約で別の規定があれば**租税条約が優先されます**。例えば、**日米租税条約では基本的に課税されない**と規定されています。

要するに…

外国法人の子会社が日本にある場合、その株式を別の会社に譲渡すると、その元々の親会社は日本で課税されることが多いです。届出書と申告書の提出を忘れないようにしましょう。